

衆議院 第三百三十一回国会 規制緩和に関する特別委員会議録 第三号

平成六年十一月二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 後藤 茂君

理事 池田 行彦君

理事 橋本 康太郎君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 土肥 隆一君

理事 小野 晋也君

七条 明君

御法川 英文君

岩浅 嘉仁君

川端 達夫君

榊原 伸二君

奥石 東君

宇佐美 登君

出席政府委員

国務大臣

(総務庁長官)

総務庁人事局長 杉浦 力君

総務庁行政管理局長 陶山 皓君

総務庁行政監察局長 田中 一昭君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 阪本 和道君

経済企画庁物産局物産政策課長 石田 祐幸君

大蔵省銀行局銀行課長 窪野 鎮治君

厚生省薬務局審査課長 藤井 基之君

農林水産大臣官房企画室長 渡辺 好明君

資源エネルギー庁公益事業部業務課長 市川 祐三君

消防庁危険物規制課長 桑原 隆広君  
特別委員会第三調査室長 佐藤 仁君

委員の異動

十一月二日

辞任

山田 正彦君

佐々木陸海君

同日

辞任

岩浅 嘉仁君

寺前 巖君

補欠選任

岩浅 嘉仁君

寺前 巖君

補欠選任

山田 正彦君

佐々木陸海君

十月二十八日

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(第百二十九回国会開法第七三三号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(第百二十九回国会開法第七三三号)(参議院送付)

規制緩和に関する件

○後藤委員長 これより会議を開きます。

第百二十九回国会、内閣提出、参議院送付、許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

本案は、第百二十九回国会において原案のとおり可決し、参議院に送付いたしました。同院において継続審査とされ、このほど原案のとおり可決され、本院に送付されたものであります。

したがって、その趣旨につきましては既に

御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○後藤委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○後藤委員長 次に、規制緩和に関する件について調査を進めます。

調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥石東君。

○奥石委員 私は社会党の奥石東でございます。

与えられた時間が三十分ということですので、最初に大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、政治改革、行政改革、税制改革というような言葉を聞かない日はないほど、規制緩和の問題は現在大変な政治の重要な課題であるというふうに思っています。

これまでも、昭和五十八年の臨調第五次答申や六十年に開かれた第一次行革審、さらにはこれを挟んだ形で前川レポート等の提言以来、既にこの問題につきましては十年以上にわたって議論をされ、その都度その必要性も強調されてきているところであり、すなわち、そして今、村山内閣が発足して四カ月、去る九月二十二日には行政改革本部が立ち上げられ、総理みずから、この問題、規制緩和推進計画の取りまとめを指示しているというふうな思いがあります。村山政権における最重要課題であることを内外に明らかにしたと見てもいいと思っております。今こそ我が国のこれまでの経済社会の枠組みを根本から見直し、活力ある経済社会を実現していくためには、何としてもこの規制緩和を強力に推進していくかなければならないということは、お互いに認識し合えておるのではないかとこの四カ月大変御尽力をいたしております。そこで、きょうまでこの四カ月大変御尽力をいたしております山口大臣の方から、これまでの規制緩和の推進状況と、今後どのような決意でこの問題に取り組まれているのかも含めて、規制緩和推進に対する基本的な御認識や考え方について、まずお伺いをしたいと思います。

○山口国務大臣 お答え申し上げます。

奥石委員御指摘のとおり、村山内閣といたしましては、行政改革が最大の政治課題である、このように認識をいたしております。また、村山総理も、折に触れましてそのことを強調いたしておる次第でございます。

言うまでもなく、規制緩和は、我が国経済社会の透明性を高め、国際的に調和のとれたものにしていくと同時に、自由で創意工夫にあふれた経済社会を築き上げるために、ぜひとも取り組まなければならない重大な課題だというふうに認識をいたしております。

村山内閣が発足いたしました七月、二百七十九項目の規制緩和策を発表いたしました。これを含めまして、今日まで約千事項の規制緩和策を決定をいたしました次第でございます。

今後ともこの問題に懸命に取り組みますために、十月中に内外の規制緩和に対する要望事項を取りまとめまして、十一月には総理大臣が本部長でございます行革推進本部を開催をいたしました。国内の関係の皆さん方はもとより、アメリカあるいはEU等の経済人の方でもできればお招きをいたしまして、内外からの広い要望を総理大臣が本部長であります行政改革推進本部において直接聴取をいたしたい、こういうことも計画をいたしております。また、具体的には、民間の専門委員会を含めました規制緩和検討委員会を設置することにしたしまして、専門的立場からの御検討もいただき、年度内に今後五年間の規制緩和推進計画を取りまとめたいと考えております。

こういったスケジュールの通りまして、規制緩和につきまして、村山内閣として積極的に取り組む決意だということで御理解を賜りたいと存じます。

○興石委員 大臣から、これからの取り組み、大変具体的にお話をいただいたわけでありまして、けれども、大臣のお話の中にもありました、村山内閣においても今回の規制緩和措置二百七十九項目を含めて千を超える項目について取り組んできているし、これからの取り組みという決意も話されたところでありまして。

そこで私は、現在確認されております許認可等による公的規制と言われるものだけでも、総務庁の平成五年の三月末の調査でしようか、一万一千四百二件に上っている、こう聞いておるわけでは

けれども、この許認可数の一万を超えるというふうな現状と、総務庁としてこれらの把握した許認可の内容を国民の前に明らかにしていくことが何としても必要だろう、こう思うわけでありまして。今までも取り組んでおられるやにも思いますが、でも、国民の前にこういう問題について明らかにする手だてにつきまして、やっているとしたらどのような方法でやっておられるのか、また、なぜ規制緩和の中で許認可だけを対象として現状把握をされているのか、その辺について伺いをしたいと思っております。

○田中(一)政府委員 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃいましたように、昨年三月末の許認可等の総数は一万一千四百二件でございます。これは、昭和六十年十二月末時点で初めて政府として統一的な把握を始めて、以来毎年やっておりますわけでございますが、現在、今おっしゃるようになん一万一千四百二件となっております。省別には、多いところから申し上げますと、通産省が千九百八十六件、運輸省が千八百九十三件、農水省が千四百二十七件、大蔵省が千三百八十七件、厚生省が千二百二十一件、こういうことになっております。

これを許認可の強弱で見ますと、強いものと弱いもの、弱いといいますが、届け出とか報告等でございますが、大体半数、報告等が五千九十八件ということになっております。

ただいま公表のことをおっしゃいましたけれども、私も、私も第一回の統一把握以降、把握の結果につきましては公表しております。特に、昭和六十三年に閣議決定されました規制緩和推進要綱というのがございますが、ここで、許認可等の実態把握の結果を毎年度公表するに当たっては国民の理解しやすい内容の資料を作成するというところにいたしましたことから、毎年三月末現在で把握しました許認可等の件数、その増減の状況など、統一的な把握の結果の概要をできるだけわかりやすくまとめましてマスコミに公表し、国会に配付しますとともに、御要望に応じて各種の団体にも配付し

ておるところでございます。

それから、把握した許認可を一覧にしたいというゆる許認可等現況表、これはいわゆる許認可台帳というものでございますが、相当分厚いものでございまして、これも国会と各方面に配付しますとともに、当庁の文書閲覧窓口においても国民の閲覧に供しておるところでございます。

それから、先ほどおっしゃいました、今許認可等だけを把握して理由はどういうことか。これは、言ってみれば沿革的な問題でございますけれども、昭和六十年七月の第一次行革審の答申で、許認可等の定期的見直し、それと新設抑制を推進していくための基礎資料を整備しなさい、そういう観点から、許認可等の実態を統一的に把握すべきである、こういう提言がなされました。これを受けて、六十年の九月と十二月の行革大綱、これは閣議決定されたものでございますが、この行革大綱で、総務庁が各省庁の協力を得まして許認可等の実態の統一的な把握を行うことにされましたので、ただいま申し上げたような許認可等の件数、増減状況等を公表しておるものでございます。

それで、公的規制といいますが、おっしゃるようには許認可等のほかにも、営業停止命令等の行政機関の一方的処分、あるいは営業の範囲の制限等の不作為義務等々が考えられますが、六十年七月の行革審答申では、国民負担の軽減を図るというところに重点が置かれたこともございまして、申請を要する許認可等においてその実態を把握すべきであるという提言がされたものとして私も理解しております。

それで、そのほかの不作為義務でありますとかあるいは作義務等々、今申し上げましたようにに広範囲で把握自体も容易ではございませんけれども、それを把握しようとする場合には、まず一つは公的規制の範囲をどうとらえるか、給付行政あるいは行政契約等の取り扱いをどうするかという問題がまずございまして、また二つ目には、把握すべき公的規制の範囲をどうするか。これは、例えて言えば行政指導、条例等の取り扱いをどうするかという問題でありますけれども、それから三つ目に、規制事項の数え方をどうするか等々検討すべき課題が非常に多いございまして、また膨大な作業にもなります。

そこで、私も行政監察局としても、御指摘の点につきましては、これは第三次行革審の最終答申でも、規制緩和は、今御指摘のように、今までの許認可等だけではなくて、なお広く把握すべきなのではないか、現在やっております許認可等の総数把握だけでは十分ではないのではないかと、いふような御指摘もいただいておりますのでございまして、従来の築き上げてきましたノウハウ等も踏まえながら今後勉強してみたいと考えております。

少々長くなりましたが、失礼しました。

○興石委員 今御説明をいただいたわけですが、けれども、どうもちょっと御説明を聞く中では、じゃ公的規制とは一体何なのか、それから、規制緩和を推進するに当たって、まずどのような考え方で、またどのような手順で推進していくのか、こういうことが大変重要になってくるわけでありまして。私は、推進していく手順とその基本的な考え方が明確にならなければ、その真の意味の推進もあり得ない、こういうふうな理解できるわけでありまして。

そこで、規制緩和推進に対する基本的な考え方や視点、そういうものを総務庁ではどのようにとらえているのか、その前提として、今公的規制の範囲というような問題も出されましたけれども、もう一度、公的規制とは一体どのような定義をされているのか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○岡山政府委員 まず公的規制の意義というお尋ねでございますが、これについて法令上特に定義があるわけではございません。一つの手がかりとして申し上げますならば、六十三年十二月に行革審から「公的規制の緩和等に関する答申」という

大変まとまった答申が出ております。その中で「公的規制は、一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものを指す。それは許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも許認可等に付随して、あるいはそれとは別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与などがある。」という表現がございします。これを具体的に先ほど行政監督局長から御説明を申し上げたわけでございします。この公的規制全体について、つまり全体像について把握することにつきましては、先ほどの監督局長の説明にもありましたが、その範囲とか件数の把握の仕方等々について技術的ななかなか難しい問題があるということであろうと考えております。

次に、規制緩和と推進に当たっての基本的な考え方、視点というお尋ねでございます。

これにつきましては、先ほど山口大臣からお答えを申し上げたことにある意味で尽きるわけでございします。経済的規制については原則自由・例外規制、社会的規制については本来の政策目的に沿った必要最小限のものとするということが、行革審の答申に基づいた政府としての、閣議決定を経た基本的な考え方ということでございします。

そこで、こうした基本的な考え方に基づきまして、従来、一つは、内外への透明性の向上と国際的調和を図ること、二つ目に、中長期的に自己責任原則と市場原理に立った経済社会を実現するということ、三つ目に、国民の負担軽減や行政事務の簡素化を図ること等を目的に規制緩和を進めていくということでございます。

視点として申し上げるならば、国民生活の質の向上とか、新規事業の創出とか、消費者の選択機会の拡大とか、内外価格差の縮小といったことを視点として、これまで政府としていろいろな具体的な緩和策を推進してきたところでございします。

○興石委員 今、公的規制の定義といいますが、考え方を述べていただいたわけですが、六十三年十二月の行革審の答申で説明をされているその文

言を引用されたというふうに思いますが、それでも、そこで、特定の政策目標の実現のために国や地方公共団体が関与・介入するもの、そういうふうな定義づけをいたして、それは許認可等の手段による規制というものが典型的の形になっているという話もありました。

それで、その他に付随して出てくる問題として行政指導や価格支持というような問題もあるんだ、そうお話をいただいたわけですが、この行政指導や付随して出てくると言われる価格支持という範囲までは今回の規制緩和措置の中には入っていないのか、いるのか、その点について。

○岡山政府委員 先ほど大臣から申し上げましたように、この一年間で約一千事項にわたる個別具体的な規制緩和のアイテム、項目について具体的な方針を決定いたしました。廃止、緩和、合理化、あるいは今後の検討の方向を決定するというように、その内容はさまざまでございますが、それらの中には、根拠として法律に基づくもの、政令に基づくもの、省令に基づくもの、告示、通達に基づくもの、さらには、ただいま先生御指摘になりました行政指導に基づく規制というものも含まれておりまして、実務の観点で申し上げますと、今後ともに、根拠いかんにかかわらず、広く公的規制と言われるものについての具体的な緩和策を検討し、実施してまいりたいというふうに考えております。

○興石委員 公的規制の定義という範囲というののおのずから見えてきたように思うわけですが、先ほど御説明の中に、やはり公的規制の中に経済的規制と社会的規制がある。これはよく言われることで、経済的規制、その基本的な推進の考え方とすれば、原則自由、特例規制、そして社会的規制も必要最小限にとどめるという基本的な考え方、これを推進していくということまでは理解できるわけです。

そこで次に、この経済的規制と社会的規制の分け方、区分はどのような考え方、先ほど定義もありましたけれども、分類を行っているのか。その点について、確認の意味でもう一度お尋ねをします。

○岡山政府委員 これにつきましては、文字どおり公的な定義と申しますか正式な定義があるわけではございませんが、申し上げましたように、行革審の六十三年の答申を手がかりとして申し上げますならば、経済的規制は、個々の産業への参入設備投資、生産数量や価格等を直接規制することにより、消費者の利益と産業の健全な発展を図るものとするものである。一方、社会的規制は、消費者や労働者の安全の確保、環境の保全、災害の防止等を目的とするものというふうに表現をされているところでございします。

ただし、何が経済的規制で何が社会的規制に当たるのかということにつきましては、個々具体的に検討する必要があると思いますが、一般論として申し上げますならば、截然と分類できないという性格の規制も存在するであろうというふうに考えております。

○興石委員 したがって、その区分も法令上きちんとした公的規制の定義もない。そして、厳密に言えば社会的規制、経済的規制の厳密な区分もなかなか難しい、そのとおりだろうと思うわけでありませう。よく言われることに、経済的規制としてその政策目的を既に失って、経済発展にむしろ阻害になっている状況を起こしているからこそ規制緩和が必要で直視が必要だと、そういうことでこの推進計画も出てくるだろうと思うわけでありませう。

そこで、例えばタクシー事業に対する論議が運輸省あたりで、運輸委員会等で大変盛んに行われているわけですが、最初に利用者の安全確保という目的で出てきたタクシー事業における免許制や同一地域同一運賃制というような問題が、時代とともに、社会状況や経済状況の変化によって、むしろそうした社会的規制から新しい参入を規制するということになり、経済的規制に変質をしてきているのではないかと。そういう場合に、運輸省等はこのような例をどういう結論

を出してやるのか。

そのことはこれからの問題でしようし、個別の規制の問題でそれぞれの省庁が今見直しを行っている。しかし、その利用者や事業者、置かれる立場によつては、いや社会的規制としてこれをまだ残すべきだ、こういう論議が出たときにどこでそれをどのように調整していくのか。その管轄は当然総務庁にあるのではないかと。その難しさで、十何年たつてもなかなか遅々としてこの規制緩和は進まないというのが実態ではないかというふうな思われたいけれども、この点についてちよつと大臣に、どのようにその辺を取り組まれていくのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○山口国務大臣 興石委員御指摘のとおり、その点が確かに問題であることは、私もそのとおりであると認識をいたしております。

問題は、この社会的規制につきましては、やはり人間の命と健康、環境あるいは安全等々を守る面ではこれは残していかにやらぬものがあることは事実ですが、御指摘のように、それが拡大的に解釈されて、本来緩和すべき経済的自由までもそれによって抑制していくということになっては問題であることは言うまでもございしません。

したがって、私どもとしては、学識経験者の皆さん方の御意見等も十分検討委員会等で承りまして、そうして総務庁として、あるべき緩和はどうすべきかという点についてはやはり十分検討いたしまして、委員御指摘のような弊害が起きないように対処することが必要であるというふうに認識をいたしております。

○興石委員 今、山口大臣から大変強い御答弁をいただいたわけですが、ぜひ総務庁としてはそういう、今こそ総務庁としてのリーダーシップ、これは総理自身の、内閣を挙げてのリーダーシップが必要だというふうに思います。それなくして本当の意味の規制緩和も進まないのではなかつたかというふうに思いますが、今大臣の方から、検討委員会も設置をし、さらに、既に衆議院では通過をしました行政改革委員会、これも設置する

ことになったわけですが、今大臣もお話しになりましたように学識経験者、そういう人たちがからこれに向けての御議論をいただくんだという話があるわけですが、この検討委員会並びに行政改革委員会、この二つがどのような方々によって今後推進をされていくのかというの、一つのポイントになろうかというふうに思いますので、この検討委員会と改革委員会の兼ね合い、それからどのような人選が行われるのか、そんな見通しについてもお聞かせをいただければありがたいというふうに思います。

○山口国務大臣 この検討委員会の方は、これはまさに専門的な立場から規制緩和についてさまざまな意見を述べていただく。そして、園田官房副長官をヘッドにいたしまして関係省庁の主な方々、大体局長クラスの方々ですが、そういう方々に十分そういう専門的立場の御意見を聴取していただくということを進めようと思っております。

それから、行政改革委員会は、衆参両院の御審議をいただきまして、あるいは本日の参議院本会議において成立の運びに至るかと思っております。その点、御協力をいただいたことに心から感謝を申し上げるわけですが、この行政改革委員会の委員は、総理大臣が国民の皆さん方を代表する経験豊かな立派な方々を委員として御委嘱を申し上げ、国権の最高機関たる国会の御同意もいただく、こういう極めて重要な人事であるというふうに認識をいたしております。

それなるといって、行政改革委員会は、この規制緩和の推進に対して監視をし、そして問題があれば意見具申をし、さらに問題があれば勧告も、総理大臣及び総理大臣を通じて各省の大臣にもできる、こういった大きな権能をお持ちでございますから、こういった行政改革委員会が存分な権限の發揮をいただいて、そして規制緩和に対してきちんとした監視を行っていただく。これによって、御指摘のような御心配のないような規制緩和を私どもは推し進めることができる、かように確

信をいたしている次第でございます。

○興石委員 もう時間もなくなりましたから、最後に、大臣、冒頭に、本年度内を目途に各省庁が所管の規制を見直す、こうしているわけですが、これは、今もその問題にも触れさせていたいただきましたけれども、各省庁任せで規制緩和を推進していくことには、今何点か指摘をいたしましたように限界があるのではないかと、そんな御批判もあるわけでありまして。官僚主導を排せというようなお話も出てきているわけでありまして。

規制緩和を強力に推進するためのきちんとした手だてと決意を持って、これから規制緩和が国民の期待にこたえられる新しい時代の社会構造を構築していくという大きな目標に向かって推進されますようお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○後藤委員長 興石君の質疑は終わりました。

次に、宇佐美登君。  
○宇佐美委員 新党さきがけの宇佐美登でございます。連立与党の時間のうち十五分ちょうだいしまして、行政改革全般にわたりまして御質問をさせていただきます。思います。

まず第一に、他の委員会、内閣委員会をわけですけれども、行政委員会設置法案が参議院でも審議される、もう通過の予定が確定、もう通過されたわけですか、本大臣におかれましては御苦労であつたと、本当に御尽力のたまものだと思っております。また、関係の総務庁の皆さんを初めとして、内閣委員会の委員の皆さんを初め、本大臣に閣僚の皆さんは、その御尽力に対して深く敬意を最初に表したいと思っております。

ところで、その内閣委員会の答弁におかれまして、大臣の方から盛んに、政府・与党として、三党合意に關しまして、非常にそれに沿った形で行政改革は村山政権の一番の政治課題だというようなお話がなされておりました。これまで行革がこれだけ叫ばれてきている中で、一向に行革が進んでいないという批判も一部ではございます。その背景には、縦割り行政の弊害も言われて久しい

わけですが、行革が残念ながら進まないと言われている直接的もしくは間接的な阻害要因としてどんなことを考えていらっしゃるのか、長官の御意見を賜りたいと思います。

○山口国務大臣 お答えいたします。

宇佐美委員御指摘のように、行政改革また規制緩和に對しましては、やはりさまざまな障害がある、これは事実だと思っております。

御指摘のように、各役所の縦割り行政の弊害というものが確かにあるでしょう。同時にまた、今日まで、戦後、あの廃墟の中から我が国が今日の経済繁栄を打ち立てる際に、護送船団方式と申しますか、みんながまとまって、とにかく成長のために努力をしていく、それに対するさまざまな業界参入を排除する規制とかいうものがあつたことは事実だと思っております。それが、今日の繁栄を来すために一面大きなプラス要因であつたというところは否定できないと思っております。今、我が国が世界第二の経済大国になった今日、それがむしろ障害になっている、マイナス面というものはこれは当然指摘をしなければならぬ、そういう時代に入つたと思っております。

そうなりますと、規制緩和をやっていくということになりますと、お役所自体の問題もありまして、今日までそういった規制のもとでいけば恩恵を受けてきた業界も、さまざまな抵抗をします、ということはやはり当然考えられるわけでございます。そして、そういう意味で、数々の障害といえますが、問題点があるということをおも認識をいたしております。

しかし今日、与党のプロジェクトチームの皆さんが大いに議論した結果、国民の請願権を否定するものではないけれども、各省庁が首領をとって業界団体等に、行政改革に対してそれにブレーキをかけるような集会和行動とかいうものはやはり厳に慎んでもらわなければならない、政府としてもその点は厳に心して対応してほしい、こういうような要請がございました。まさにそれとおりだと我々思ひまして、政府といたしましても、各省庁

に對して、そのような行動は慎むように強く伝達をいたした次第でございます。

そういう中で、御指摘の障害はありましようけれども、それを克服して、村山内閣としては最大の政治課題としてこれに取り組む、こういう決意であることも御理解を賜りたいと存じます。

○宇佐美委員 ありがとうございます。

これまでの政策の継続性の中で、大臣御指摘のように、今までのあり方ではもうどうにもならない状況に來た、そのような認識のもと、規制緩和を進めるに当たっては、お役所の中だけでは非常に難しいこともたくさんある。さらには、その関係の業界の方々に對しても、身を引き締めて考えていただかなければならないというお話だったと思ひます。

ところで、先ほど申しましたように、先日の内閣委員会でも、三党合意に關しまして並み並みならぬ思いというものを長官から内閣委員会の中で伺つたわけですが、その中で、「縦割り行政の弊害を除去し、簡素で公正かつ透明な政府を実現する」とうたつておられるわけですが、まさに透明な政府をということに關して考えてみれば、その後に出てくる「情報公開法の早期成立を図る」ということも含めまして、先般行革委員会設置法案の中で審議された行政情報の公開ということが非常に大事になってくると思ひますし、その点に對して村山政権が一生懸命やっているんだということを示した、その結果とも思ひます。

さて、この中で、縦割り行政の弊害を除去するといふのを受けまして、「一括採用など公務員制度を改革し」という文言が出てまいります。政府の中におきまして、人事院勧告にもありますように、人事交流について積極的に推し進めるというふうな方策というものも出てきているわけですが、けれども、今回天下り問題も議論されている中で、公務員制度の抜本的な改革というものがぜひ必要なのではないか、そんな認識が、当時六月二十九日のあたりだったと思ひます。三党合意が政権をつくるに当たつてきたときに、「一括採用

今日まで、総務庁としましては、総合調整官庁  
 といたしまして各省間の人事交流、わけても課長  
 以上のいわば幹部職員の方々に対しては少なくと  
 も、率直に言つて他人の飯を食うと申しますか、  
 出身官庁以外の省庁へ行つて、そうして苦勞もし  
 てくる、人事交流をきちつとやるということを進  
 めてまいりました。大体、現在のところ課長以上  
 の方々、八割以上はそういう意味では他省庁との  
 交流経験をお持ちの方で構成されているというこ  
 とになりました点は、御指摘の点がいわば実現に

続きまして、今申しました行革とかかわっていく中で、本日は総理府の方に来ていただきまして、公益法人についての御質問をさせていただきたいと思っています。

時間も残り五分を切っておりますので、簡潔にお答えいいただきたいと思うわけですけれども、ルワンダの情勢を見ておりましても、政府が一生懸命P KOという形でお手伝いをしていても、地元では現実的にN G Oの力が非常に大きなウエートを占めております。そういうような中で、民法三

ども、現実的には、いわゆるNGO団体と言われたり、ノンプロフィット・セクター、NPSという形で言われている団体の活動というのが、逆に政府を助けている部分も非常に多いわけです。そういうわけで考えたときには、民間と政府と一体になってやっていくことも可能なのではないか、またそれを推し進めていく必要があると思われるます。

そんな中で、公益法人の許可基準の透明化というものは、十月一日施行の行政手続法でさらに進

こういうふうになっているところでございます。  
○宇佐美委員 約 割が天下りで行っているという事実が今示されたと思っております。また、その発言の中で、各役所が管理監督をしていかなければならないんだ、だからこそ窓口は一本化できないという理論だったと思うわけですけれども、管理監督をしていくということは、あくまで政府の下部機関の認識でしかないというように感じ取れるわけです。

実際に、ルワンダのNGOの働きなどを見てい

まして、政府の管理監督ではなく、逆に全く別働隊として動いたからこそ、自由な活動また現実的な迅速な行動ができたわけです。ですから、管理監督という認識について改めて政府が考え直す必要があるのだということを最後に付け加えまして、また、その各公益法人の資産運用の自由化は、本日は大蔵省を呼んでおりませんので質問はできませんけれども、その資産運用の自由化に関しても、これまで以上に弾力的なものを考えていくことが必要だと思えます。

何につけても、政府がすべての公益の代表であると認識しているということがもしあるならば、その間違いを一刻も早く正し、民間の力というものを信じていくことが大事だと思っております。その点をぜひとも御検討いただければと思います。どうもありがとうございます。

○後藤委員長 宇佐美君の質疑は終わりました。次に、武山百合子さん。

○武山委員 改革の武山です。本日は、規制緩和について私が日ごろ疑問に思っていることを、いわゆる生活者の視点からお伺いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

まず最初に、タイムリーといえばタイムリーなのですが、十一月一日付の産経新聞なのですが、経済企画庁が規制緩和の経済効果についての研究会報告を発表しております。そこでは、規制緩和が進んでいるアメリカとの格差を五年間で二〇％縮小すれば、実質GDPを八％、年平均一・六％押し上げる効果がある、このように試算されています。また、その報告書の中身にあつては、日本の消費者は自動車やコンピュータなどの輸出品はアメリカ並みに買えるのに、食料品、衣料品、光熱費、住宅建設費などはアメリカよりはるかに高い価格で買われている、このように分析されているわけで、まず第一番目として、こういう報告に対してどのような感想を持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○陶山政府委員 ただいま先生御指摘の楽市楽座

研究会、これは経企庁の総合計画局での勉強会の中間報告という形のものであろうと承知をいたしております。

この規制緩和と経済効果、この関連につきましては、従来からいろいろな議論があるところでございます。各種のシンクタンクを初め学者の方々からも、いろいろな試算とか考え方が出てくるわけでございますが、この経企庁の研究会の中間報告によりますと、規制緩和による新規事業の展開や内外価格差と規制との関係などについてきめ細かい分析が行われておりますし、また、規制緩和のプラス面だけではなく、規制緩和によって生ずる労働移動についても触れられていると承知をいたしております。また、一連の仮定のもとで種々の試算も行われていると承知をいたしております。

いずれにいたしましても、規制緩和の経済効果の指標という意味において私も、経企庁における勉強の成果を注目をしているところでございまして、今後ともこの経企庁の勉強の成果を私どもの業務に生かしながら、規制緩和の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○武山委員 それにつけ加えて、特に食料品、衣服、光熱費などは、家庭の台所を支えている主婦にとつてみれば極めて大きな問題でありますし、私自身のアメリカ滞在生活の経験を踏まえてもかなりおかしな部分が感じられますので、認識の問題として報告書の指摘をどう思うか、お答え願えればと思っております。

○陶山政府委員 まことに申しわけございませんが、個々の報告の内容について個別に私どもの立場で御説明なり御意見を申し上げるほど、まだ十分勉強させていただいておりません。今後、この報告書につきましても、私どもの立場で筆を服膺させていただきたいと考えております。

○武山委員 それでは、順次質問を進めさせていただきます。行政を行っていく上で基本的なことは、法治行政、つまり法律によって行政を進めていくことで

ありますから、行政と法律は切っても切れない関係にありますし、今さら私がそれを述べる必要もないかもしれません。しかしながら、法律万能主義という点も、社会の進歩を阻むことも時として起るわけであります。法律が具体的に機能しない現象が見え始め、国民の側からすれば政治不信や政治的無関心に追いやられてしまふという結果になつてくると思ふのです。ここでは法律論を続けていくものではございませんので、規制緩和の根源に、法律を改正していくあるいは排除していく意気込みがなければ、何もうまくいかないのではないかと考えております。私はこのように考えておりますので、どうか考えていただきたいと思ひます。

さて、最小の経費で最大の効果を上げていかなければならないということは基本の基本ですが、どうも国のやることはむだが多いということを目にしています。よく聞いてみますと、第三セクターと呼ばれる特殊法人をつくり、民間企業に任せておけばよいようなものでそこに任せ、国の税金を使っておきながら国民のコントロールがきかないような仕組みをつくってきたように思えてなりません。

このような状況の中であえてお聞きしたいことは、特殊法人の整理、国の経費及び規制緩和の見直し等、行政改革の必要性が叫ばれて久しいわけですから、三公社の民営化、行政手続法の制定等、一部には行政改革の成果は見られますが、常に国民の立場に立つた行政改革が必要であるとするならば、やはりここで総務庁の見解をお伺いしておかなければならないと思ひますので、よろしく願ひします。

○山口国務大臣 御指摘ございましたように、今日まで行政改革に取り組みまして数々の成果を上げてきたことは、これはもう御認識をいただいているとおりでと思います。特に、私が総務庁長官に就任いたしましたから画期的で大変よかつたと思ひますのは、十月一日行政手続法が施行されたことでございます。これは、宮澤内閣時代に提案

をされ、その後経過をいたしまして前内閣において成立をし、十月一日施行になった法律でございますが、これによりまして行政の公正、透明性というものが大きく前進をしたのではないだろうかというふうに思ひます。

そうして、行政指導に對しましても、従来の一方的な行政指導ということではなくて、やはり相手側の納得というものの上に立つた行政指導が必要であるという点もこの法律で明確にされたことは、大きな意義があると思っております。ややもすれば従来、官の立場が高くて民の立場が低いという傾向がなきにしもあらずだったと思ひますが、この行政手続法によって、官と民との間の考え方や対応というものが大きく変わる、官と民とはむしろ平等な立場だということがこの法律で確立されたことは、大変私は結構ではないかと思ひます。

今後の行政改革につきましては、現在、村山内閣としては次の点を重点として取り組んでおります。

一つは、当委員会御議論をいただいております規制緩和の問題でございます。これにつきましては、年度内に今後五カ年間の規制緩和推進計画を樹立いたしまして、規制緩和に積極的に取り組むということで鋭意作業をいたしております検討委員会、あるいは十一月には行政改革推進本部を開催をいたしまして、そうして総理大臣が本部長でございますけれども、内外からの意見を十分に聴取をいたしまして、この五カ年間の推進計画を打ち立ててまいりたい、このように考えております。

その次は、御指摘もございましたが、特殊法人の問題でございます。この特殊法人は、九十二ございまして特殊法人の問題が今議論をされておりますが、特殊法人だけではないと私は思ふのです。八十八あります認可法人にも問題がございますし、先ほど宇佐美委員がお取り上げになりました二万幾らありますところの公益法人、この中にも数々の問題点があることは、委員も御案内だと思

う次第でございます。

しかし、中心はやはり特殊法人でございます。この特殊法人等につきましては見直しを進める。そうして十一月の下旬には、各省庁が見直しを進めまして、その状況については総務庁に報告をいたす。そうして二月の十日には、各省庁が傘下にあります特殊法人等の見直しの結果について総務庁に報告をいたす。各省庁に任せただけではなくて、官房長官と私とが、専門家の方々にお願いを申し上げまして、学者、マスコミあるいは経済団体、労働界、これらの立場の方々の特殊法人等に対する意見も十分お述べいただいて、政府としての考え方を固めてまいりたい。そうして三月末までには、この特殊法人の具体名を挙げた整理合理化、この結果について結論を出したい、かように考えておる次第であります。

さらに、地方分権の問題がござります。地方分権につきましては、現在、行革推進本部の地方分権部会におきまして鋭意作業を進めております。既に地方六団体が、専門的立場からこの地方分権に対する意見を地方自治法に基づきまして送付をされております。また、地方制度調査会におきましては、鋭意議論をいたしまして、中間報告もいただいております。近く最終答申が出されると聞いております。

これらの問題を踏まえまして、地方分権部会としては、地方分権に関する大綱を年内に策定をいたさしまして、これに基づきまして政府内の調整を進め、総理は、来る通常国会には何ともしも地方分権推進に関する基本法を提案するところまで持っていきたい、この決意を漏らしておられますので、総務庁といたしましては、総理の意向を受けまして、来るべき通常国会に地方分権推進に関する基本法を提案申し上げることができましように、鋭意作業を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

そのほか、簡素な行政機構を確立する、各省間の人事交流を進める等々の課題があります。これは、御案内のとおりでございます。これらの問題は

につきましても、私どもとして真剣に取り組みたいことで、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○武山委員 どうもありがとうございます。次に、規制緩和の内外価格差について改めて伺いしておきたいと思ひます。

この価格差が出てくる背景には規制があつて、本来そういつたものは国民生活を守るためにあるにもかかわらず、規制が国民生活を脅かすものになつてしまつてゐるのではないかと思われまふ。身動きがとれないほどがんにがらめにされてしまふことより、最低限の基準を示すような存在であつてほしいわけでありすが、その辺の見解をお示し願へばと思ひます。

○岡山府委員 公的規制の中には、輸入規制とか価格規制とか参入、設備規制等々、内外格差の一つの要因となつてゐるものも存在してゐると考えられるところがございます。

規制緩和の推進に当たりましては、ただいま先生御指摘のように、内外格差の縮小の観点も含めて取り組んでいくことが重要であるというふうな考えでいるところでございまして、政府として、今年度内に策定することとしております規制緩和推進計画の作業に当たりまして、御指摘のような観点に十分留意をしておきたいと考えております。

○武山委員 どうもありがとうございます。

それでは次に行かせていただきます。行政改革の柱の一つに、許認可事務を縮小していくことが求められていくものだという認識を持つてゐる立場からすれば、総務庁の発表には、規制緩和の推進がトーンダウンしてゐるのではないかと心配します。つまり、総務庁の発表では、昭和六十年当時一万五千四百四十四件許認可が、平成五年三月末では一万一千四百四十二件とふえてゐるわけですが、これは行政改革に逆行するものではないかと思ひますけれども、そういった疑問が沸き上がつてまいりますので、このことに関する御説明をお願いいたします。

○田中(二)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、平成五年三月末の許認可等の統一把握結果では、許認可等の総数は一万一千四百四十二件となつておりまして、昭和六十年の一万五千四百四十四件と比べまして、差し引き千三百四十八件の増加となつております。

この増加の理由であります。この千三百四十八件の内容を見ますと、一番多いのが国民の生命財産の安全確保に関するものが四百五十八件になつております。例えば食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の制定に伴うもの、これが十九件ございまして、金融先物取引法の制定に伴うものが二十件ございまして、二番目に、事業活動の合理化あるいは適正化に関するものが四百七件ございまして、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の制定に伴うもの、あるいは貨物自動車運送事業法の制定に伴うもの等々でございます。

それから三番目に、民間活力の活用、福祉基盤の整備に関するものが六十五件となつております。例へて言いますと、鉄道事業法の制定に伴うもの、社会福祉事業法の改正に伴うもの等々が主なものでございます。また四番目に、産業の振興とか助成に関するものが二百八十一件、それから五番目に、資源・環境の保護に関するものが七十八件、その他五十九件となっております。

今、最後におつしやいました、増加することは行革の推進に逆行するものではないかという御指摘でございますが、ただいま申し上げましたとおり、増加の要因を分析してみますと、国民の生命とか財産の安全確保、あるいは事業活動の合理化、適正化、資源・環境の保護等のための新法が制定されましたことによるものが非常に多ございまして、社会経済的な要請からいたしまして、増加したもののについてはやむを得ないものと思われまふ。また、規制緩和というものが、必ずしも許認可等の減少につながりませんで増加することもある。つまり、緩和することによつて別の道を開くということもございまして、そういう点で、緩和によつて増加する場合もあるという点も御理解願ひたいと存じます。

規制緩和は、仰せのとおり、我が国経済社会の透明性を高め、また国際的に調和のとれたものにするともに、市場原理を生かしまして、自由で創意工夫のあふれた経済社会を築き上げていくという上で非常に大事なことであることは当然であります。今後とも積極的に取り組んでいく重要な課題であると思ひます。

○山口国務大臣 きょう、ただいま一括法について御決定を賜つたわけでございますが、あれを例にとつて考えますと、あれによりましてグリーン料金は許可制から今度は届け出制になるわけですが、ところが、鉄道運賃の基本料金につきましては、許可制はそのまま続くわけでございますので、グリーン料金を届け出制にいたしますと、かえつて規制緩和によつて許認可事項としてはプラス一ということになるわけでございます。そういった点もあるというところは、ひとつ御理解願ひたいと思ひます。

○武山委員 どうもありがとうございます。それでは、責任ある改革をなし遂げるために、平成五年八月十九日に経済対策閣僚会議において決定したことを受けて、九十四項目の規制緩和と電力、ガスなどの料金値下げを柱とする円高差益還元を打ち出しましたが、その後の推移はどうなつてゐるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

また、家庭の主婦は、特に生活費に関連する部分の料金や物価に敏感でありまして、一円でも安いものを求めてスーパーを渡り歩くわけですから、生活防衛上必要なことなので、こうした国民感覚を真剣に受けとめるならば、積極的にこうした施策を展開を行つていくべきだと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○石田説明員 円高差益還元対策について、私どもの方からお答えをさせていただきます。円高の状況のもとにおきましては、市場メカニズムを基本としつつ、これが我が国経済の各分野に円滑に浸透し物価の一層の安定が図られることにより、国民が円高のメリットを速やかかつ十分に享受し得る状況をつくることが重要であると私

どもは考えております。

委員御指摘の昨年九月十六日に決定をいたしました緊急経済対策におきましては、このような考え方のもとで内外価格差の是正、縮小という観点から、幾つかの円高差益還元対策を盛り込んでいくところでございます。例えて申し上げますと、公共料金等の円高差益還元、それから一般輸入消費財等の円高差益還元、国民への円高差益還元機会の提供、情報収集の強化充実及び消費者への情報提供の強化などでございます。これまでこれらの対策を積極的に推進してまいってきておりますが、その効果もございまして、円高差益の還元は着実に進んできている、こういうふうにご考えております。

具体的に、一、二お話を申し上げますと、御指摘の電力、ガスの円高差益還元につきましては、昨年十一月以来の暫定引き下げ措置をこの十月からも継続実施いたしておりますところでございます。まず電力十社につきましては、昨年十一月から本年九月末までの料金の暫定引き下げ措置に引き続きまして、本年十月から来年九月末まで一年間、暫定引き下げ措置を継続実施しております。還元額はおよそ二千五百四十億円の程度、標準的な家庭一世帯で考えてみますと、月平均約百円程度となります。また、大手ガス三社につきましても、電力と同様に暫定引き下げ措置を継続して実施しております。還元額につきましてもおよそ三百九十億円の程度、標準的な家庭で一世帯当たり月平均約百三十八円程度でございます。

今後とも円高差益還元のための諸施策を積極的に推進していくとともに、必要に応じ機動的な対応を図ってまいりたい、こう考えております。

○武山委員 どうもありがとうございます。さらに規制緩和への考えを質問してまいります。村山内閣は、本年七月五日の閣議で二百七十九項目の規制緩和策などを決定しましたが、昭和六十年から平成五年三月末までのふえ方を考えますと、二百項目や三百項目の規制緩和を打ち出しても大した数字とも思えませんが、それについて

はどのようにお考えでしょうか。

○陶山政府委員 先ほど山口大臣から御説明がございましたが、まず先生に御理解を賜りたいと存じますのは、規制緩和と許認可等の件数の増減は必ずしも一致しないということでございます。許認可等の件数がふえている理由については先ほど行政監察局長から説明がございましたが、トータルで許認可等の件数がふえているからといって、規制緩和の効果はないということにはならないわけでございます。

御指摘のございました二百七十九項目、本年七月五日に閣議決定いたしましたものでございますが、この項目の数は許認可の件数でとらえたものではございませんで、内容別に整理をしたという性格のものでございます。これらの内容を実施することによりまして、内需の拡大とか輸入の促進とか国民生活の質の向上に相当の効果があるものと考えているところでございます。

この二百七十九項目の許認可の数のどういう影響を与えるか、つまり、どの程度許認可の件数が減るのかということにつきましては、現段階では正確な把握ができませんので、次回以降の許認可の統一的な把握の際にそれが明らかになるという関係でございます。

○武山委員 それでは次に、規制緩和を具体的にいつ年次の進めていくための検討委員会を設置していくということをお聞きしていますが、こういったものを実際に有効に機能させるためには、しっかりとしたコンセプトを持つていなければならぬと思っておりますので、その辺の事情を踏まえながら、規制緩和推進五カ年計画を策定するに当たり、検討委員会を設置し、今月下旬にもワーキングチームを発足させる中で民間人の参加や委員会の位置づけを、先ほど概略はお聞きしましたけれども、もう少し具体的に示していただけたいと思っております。

○陶山政府委員 大臣からもたびたび御答弁がございましたように、行政改革本部に民間の専門委員を含めた規制緩和検討委員会を設置するという

ことが、十月二十五日の閣僚懇談会で決定を見まして官房長官から発表をされたところでございまして。この委員会の設置の目的は、規制緩和推進計画の策定に資するため内外からの意見、要望を積極的に把握するというのが政府の従来の方針でございます。その一環として、推進本部に民間の専門委員の方々に御参加いただく検討委員会を設置することでございます。

検討委員会の今後の運営については、ただいまその人選を含めまして内閣官房において検討されている段階でございます。必ずしも今後のスケジュール等につきましては、詳細なことが現段階ではまだ固まっていないという状況でございます。

○武山委員 ぜひ人選に当たりまして、パラエティーに富んだバランスのよい人選をしていただきたいと思っております。

さて次に、対外的な視点で質問をさせていただきます。規制緩和を解釈していくときに、対外的なかかわり合いを抜きにしては単なるひとりよがりになってしまふわけでありまして、そういった国際社会での日本の位置や立場を考えながら解決していかなければならないという思いです。規制緩和について、欧州連合との協議が今週から始まるというところで、またアメリカとも、今月中旬にも日米包括経済協議が再開され、新たな要求が出てくる可能性があると思っております。いろいろと困難な状況が出てくるかと思われしますが、どのような対応をされていくのか、お聞かせ願えればと思います。

○陶山政府委員 規制緩和推進計画の策定に当たりまして、これまた大臣からたびたび御答弁を申し上げておりますように、内外からの意見、要望を把握してこれらを政府の計画に反映させるということとは、極めて重要であるというふうにご考えておるところでございます。

ただいま先生御指摘のEU、米国の規制緩和に関する具体的な要望につきましては、行政改

革推進本部の庶務において整理をいたしまして、十一月下旬目途といたしたいところと予定されておりますが、行政改革推進本部に報告を申し上げるということにいたしております。

なお、今後規制緩和検討委員会という個別具体的な検討が行われるわけでございますが、その検討結果を踏まえて、EUや米国からの具体的な要望については、規制緩和推進計画の取りまとめの作業に政府として十分活用させていただくという対応をしたいというふうにご考えているところでございます。

○武山委員 積極的な対応をお願いしたいと思います。

次に、素朴な国民感情をぜひとも聞いてほしいと思っております。我が国は、名目所得は世界最高水準だとよく言われております。ところが、前にも述べましたように、食料品、衣料品、光熱費などが高く、それが日常生活を圧迫してしまつたために、豊かさの実感がわいてこないというのが国民の感覚なわけですね。こういった状態を何とかして是正していかなければならないと思っております。どうも根本的な解決策が見つからないようであります。

現在、内外価格差の是正は国民的課題になっていると言つてよいと思っております。その中でも電力料金はOECD加盟国で一番高く、韓国の二倍、国際価格に比べて二・七倍だと聞いております。これは雑誌「選択」七月号の資料を参考にしました。なぜこのような価格差がつくのか、わかりやすく御説明していただきたいと思っております。

○市川説明員 電力料金の国際比較の観点でございます。

委員御指摘のありましたように、最近時点の為替レートをを用いて主先進国の電気料金を比較しますと、日本と比べて欧米が安くなるというところは事実でございます。ちなみに、これはどのような前提を置いて比較するかということで多少その数字が変わるわけでございますが、同じような需要を想定いたしまし

て、これをそれぞれの国の料金表に当てはめてみてどれぐらいの水準になるかということに試算いたしますと、家庭用でいいますと、日本を一〇〇とした場合におきましては、主要先進国におきましては大体六〇から八〇の間、産業用につきましては、同じく日本を一〇〇とした場合におきましては六〇から七〇というぐらいの数値ということになっていくわけでございます。そのような意味での格差があるということは事実でございます。

また、いわゆるそれぞれの通貨の持っている購買力という観点から比較いたしますと、いわゆる購買力平価を使つて比較しますと、我が国の電気料金と欧米を比べますと、同等あるいは日本の方が割安であるというような状況もあるわけでございます。

ちなみに、御参考までに申し上げますと、一九八〇年以降の各国の電気料金の値上がり率を比較いたしますと、我が国におきましては、一九八〇年から九三年までの間をとりましますと、一三〇程度の値下がりをしております。一方、同じような期間におきまして、欧米の主要国を見ますと、三〇〇程度の値下がりをしておりまして、一方で欧米では値上りをしていくというところは事実でございます。

しかし、そのような電気料金の内外価格差の最大の要因は何かということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、為替レートの急激な変化ということがまず大きな要因であろうかと思ひます。為替レートの変化によりまして、例えば石油等の原料が安くなるものもございまして、これにつきましては、先ほど経企庁の方から御説明ありましたように、円高差益の還元ということで速やかにこれを還元してきているわけでございます。

しかし一方で、電力産業というのは典型的な装置産業でございますので、その事業運営に不可欠な過去の設備投資がございまして、それを反映した資本費とか、それから人件費、修繕費等々につ

きましては、これは円高に対応して迅速に費用を引き下げるということは非常に困難なものでございます。そのようなことが要因となっているのではないかと思います。

さらに、我が国の電気事業にとって特徴的なことを申し上げますと、我が国の電気の需要というのは非常に伸びが大きいございまして、それに対応した設備形成を常にしていかなければならぬという意味におきまして、資本費の負担が非常に大きいございまして、さらに我が国の立地、それは環境上の制約ということが大きいございまして、これに対するコスト増ということもございまして、さらには、先ほどの燃料の問題でございます。環境対策の観点から非常に質のいい原油等の入手をしなくてはならないというようなこともございまして、一般的な円高の要因の問題のほかに、今申し上げましたような我が国の電気供給事業を取り巻く特別な環境ということもあるのではないかとこのように考えております。

〇武山委員 それでは、次に移ります。物価高の原因の一つともなっている地域独占の問題を取り上げたいと思ひます。

社会通念で考えますと、競争の原理が働かないところに進歩はない、このように一般的には言われているところですが、それが一定のサービスを提供するときには地域独占という特異な形態が起き上がり、大きな問題が引き起こされると言っても言い過ぎではないと思ひます。つまり、地域独占で競争がなく、コストが高くなるけれども平気だとの話もありますし、地域独占の見直しと総括原価主義、コスト、プラス適正利潤による料金設定の認可を廃止し、経営の効率化を図ることが必要なのではないかと考えられますので、その辺の考え方を伺いたいと思ひます。

〇市川説明員 お答えいたします。先生の御指摘の趣旨は、要すれば、いかにして電力料金の内容でありますところの電力事業の経営の効率化を図っていくことができるかという、大きな問題意識に基づいたお話だと思ひます。その点からお答えしたいと思います。

まず、電気料金につきましては、本年七月の閣議決定、規制緩和に関する閣議決定の中で、公共料金全般の問題といたしまして、価格設定のあり方の検討、それから料金の多様化、弾力化の推進を図るべきであるということが閣議決定されております。一方、そのような閣議決定のほかに、先ほど先生の御指摘にございましたように、電気料金をめぐる内外価格差の問題が先ほどの為替レートの上昇の中で顕在化してきているということもございまして、経営のより一層の効率化ということが期待されていることも事実でございます。さらに、今後のことを考えますと、我が国の高い電力需要の伸びに対応いたしまして安定供給を確保していかなくてはならない。そういうことを考えますと、さらに今後とも設備投資を進めていかなくてはならない。これによって資本費の増大が懸念されるという状況もございまして、そのような状況の中で、このような問題意識に立ちまして、先月、電気事業審議会の料金制度部会の検討を開始したところでございます。この料金制度部会におきましては、先ほど申し上げましたような問題意識に立ちまして、幅広い観点から電気料金のあり方についての検討をお願いしようと思つております。来年一月末には、基本的な枠組みをお示しいただくような中間取りまとめを出していただきたいというように考えているところでございます。

この料金制度部会における検討につきましては、大前提といたしまして、電気の安定供給を確保するということをまず考えておるわけでございまして、それに加えて、御指摘のありましたような電気事業者の一層の経営効率化を促す仕組みを料金制度でどのように導入したいかという点から二番目でございまして、我が国の電気事業の特色でございますところの夏の間の冷房需要によって非常に需要が伸びる。これによりまして、それに対応した設備をつくらなくては

いけないという意味におきまして資本費の負担が多うございまして、夏のピーク需要が先鋭化している中で、これに対応するために需要対策を強化せにやいけない。そのような観点から、料金の多様化、弾力化を通じてより一層の需要対策を強化していきたいというふうに考えておるわけでございます。

そのような方向での検討の視点が二番目でございまして、三番目に、ただいづれにせよ、そのような効率化とかあるいは需要対策としての料金対策を考へる場合でも、やはり電気事業のいわゆる公共事業としての基本的な役割でありますところの需要家の負担の公平、公正を確保するという点と、さらには料金制度の透明性の確保を図っていくことが必要であるという原則がございまして、以上申し上げましたような、安定供給を含めて五つの視点に立ちまして料金制度のあり方の検討をお願いしているところでございます。

それから、電気の供給体制そのものにつきましても、電気事業審議会の需給部会におきまして検討を行ひまして、本年六月に中間取りまとめが出しております。その中におきましては、卸部分におきまして一部競争原理を導入するというところによつて効率的な電力の供給システムの構築をしていこう。それから、保安につきましても、その規制の合理化を図ることによつて供給コストの低廉化に資していこうという方向がございしております。

〇武山委員 ありがとうございます。例えは、これは私の提案ですけれども、発想の転換をしてみるということはいかがかなと思ひます。電気なだけでは生活できないということで、電気社会であります。コストが上れば料金もアップしますし、例えば、総括原価主義を排して欧米のように上限価格制を導入することで経営の効率

化を図りながら、鉄鋼、素材メーカーなどが自家発電設備でつくった電気を電気メーカーに卸売したり、一般家庭や企業に小売できる道を開いてはどうかということだ。つまり、電気事業法の今日の解釈を抜本的に見直していったらいいかなと思います。

これは、ガス料金についても電力と同じことが言えますので、ガス料金に対する対応はどうなっているのか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○市川説明員 委員の御指摘のありましたプライスキップ制の議論でございます。これにつきましては、イギリスにおきまして、電気通信事業を嚆矢といたしまして公共事業に順次取り入れられていった料金制度でございます。アメリカにおきましては、電気通信事業だけであるというふうに考えております。したがって、電気事業につきましてはプライスキップ制を導入した実例というものはイギリスがございます。

それで、上限価格制につきましては、御案内のように公共料金の設定においても上限を設定する仕組みでございます。事業者は基本的に物価上昇率から生産性の上昇率を差し引いた範囲内であれば料金を柔軟に設定できる。もともと賃上げと自由を設定できるという仕組みでございます。この制度のねらいといたしているところは、料金設定に柔軟性を与えるということとともに、企業に對しまして、電気事業者あるいは公共事業者に對しまして、追加利潤の追求を通じて経営の効率化を推進しようというものであるというふうに理解しております。

しかしながら、このプライスキップ制につきましては、またさまざまな問題点も指摘されていることも事実でございます。特に電気との関連で申し上げますと、需要増に対応した設備投資に必要な資金を適正に確保できるかどうかというふうなことが、地域独占のもとで料金の設定をいけば公共事業者の自由に任せるといふふうになつた場合に、需要者の間の負担の公平とか公正ということが本当に確保できるかどうかという点から、事業者が過大な利潤をもちたす可能性があるのではないだろうかというふうなことも指摘されております。

それから、先ほど申し上げました料金設定の方式でございますが、物価上昇率から生産性向上率を差し引くということによって料金全体の上昇率、平均的な上昇率を決めるわけでございますが、この生産性向上率を適切に設定するということができるかどうかという点から、先ほど申し上げました、料金水準そのものにつきましても、原則として、価値主義の場合はその原価の裏づけがあるわけでございますが、それに付随して、プライスキップ制になった場合におきましては、その裏づけがないということになります。そういう観点から見ますと、透明性に欠けるのではないだろうかという点、透視性に欠けるのではないだろうかという点、事業者が追加利潤の獲得に向けて努力をするわけでございますが、その過程を通じて、利用者へのサービスの水準が低下する可能性があるのではないかと、このような問題点も指摘されております。

このような問題点につきましては、さまざまなイギリスにおける公共料金への導入の過程におきまして、現実の問題となつてきているということもございまして、このように、プライスキップ制につきましても、そのさまざまなメリットもあり、またデメリットもあるということも事実でございます。

先ほど申し上げました、十月四日から始まりました料金制度部会におきましても、これを我が国の電気事業に適用することにつきまして、消費者を含みますところの需要家の意見とかあるいは学識経験者の意見を聞きまして、やはり同様の懸念が表明されているわけでございます。

いすれにせよ、料金制度部会におきましては、以上のようなプライスキップ制度とかあるいは総括現価主義のメリット・デメリットを十分評価した上で、我が国の電気事業に最もふさわしい制

度のあり方を幅広い観点から検討していただきたいということを期待しているわけでございます。それから、もう一つの観点でございますが、電気事業への新規参入条件の整備という問題でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたが、本年六月に電気事業審議会におきまして中間的な取りまとめがなされております。具体的には、卸電気事業につきましましては、鉄鋼とか素材メーカー等を初めとする分散型電源の導入可能性が拡大しているという中で、この卸電気事業に係る許可制による規制を原則撤廃することによりまして、卸発電部門に入札制度を導入することによりまして新規事業者の参入を促進するという方向が出されております。

それから、需要家に対する直接の供給につきましては、既存電気事業者の送配電ネットワークを補完するいわばサブシステムといたしまして、効率的な供給を行える事業者が参入できるように新しい制度を創設するという方向も出されております。具体的には申し上げますと、再開発地域などの複数のオフィスビルの群などを対象にいたしまして、コージェネレーションによりまして熱と電気を供給するような形態につきましましては、一定の供給責任を負つた上で、現行の一般電気事業者に対する規制より、より簡易な規制のもとで事業許可をするということが検討されております。

このいわば新しい電気の供給制度の構築ということにつきましては、この出されました審議会の報告に従ひまして、制度の詳細について検討を現在進めているところであります。本年年中をめどに取りまとめを行うことになっております。

同様にガスについて申し上げますと、これにつきまして、ガスの国会におきまして既にガス事業法の改正がなされております。これにつきましましては、産業用の需要の拡大とかあるいは競合エネルギーの存在ということがございますので、競争原理を一部導入するという観点から、大口需要に向けましてガス供給につきましましては、料金規制と参入規制を一定の条件のもとで緩和するとい

う意味でのガス事業法の改正を、既にさきの通常国会において成立させていたいただいているところでございます。

なお、その公共料金をめぐる諸議論につきましましては、これはガス料金も同様の立場にございまして、したがって、電気料金と同様、ガスの安定供給、それから需要家間の公平性の確保というふうな前提のもとに、経営の効率化を促す観点からどのような料金制度が望ましいかということにつきましまして、同じく先月から、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会におきまして、幅広い検討を行っているところでございます。

○武山委員 どうもありがとうございます。まず、やはり抜本的に考えていただきたいと思ひます。次に、政府の価格管理についてお聞きしたいと思ひます。

本来、価格管理をすること自体が余りよいことではないにもかかわらず、お米以外にも、政府の価格管理は麦、牛乳、豚肉、牛肉、砂糖、大豆など広範囲に及んでいます。これが食料品価格を押し上げて、国民の生活水準が所得の割に向上しない原因をつくつていてと考えられるわけです。この辺をどうお考えでしょうか。

○渡辺説明員 農産物の行政価格に関するお尋ねであります。

農業の生産性を向上させることによって、できるだけ内外価格差を縮小するというのは、農産物の場合の価格政策の基本の一つだろうというふうな私どもも考えております。この夏の農政審議会の報告におきまして、もその点が明示をされております。これまでも、最近の価格政策の運用でありますけれども、抑制もしくは引き下げの基調で運用してまいりまして、現状を見ますと、農産物の価格水準は現在、昭和五十年代の初頭の水準にございまして、私どもは、今後ともそうした視点に留意しながら政策運用をいたしたいというふうな考えでおります。

ただ、一方で、農業内部ではいかんともしがたい制約もございます。例えば、コストを形成しております農地の価格はアメリカに比べて百倍以上でございます。それから、先ほど先生から御指摘ございましたようにエネルギー、つまり電力であるとか石油であるとか、そういったものは三倍でございます。労賃は一・五倍というふうな状況でございますので、なかなか農業内部だけでこの制約要因を打破するということは難しいというの、また一方の実情でございます。

今後とも、農業の構造改善あるいは生産性の向上を通じて、極力コストを引き下げようという努力をしたいというふうに考えております。

○武山委員 時間がなくなつてしまひまして、あと十分ということですので、先に進めさせていただきます。

ガソリンスタンドのセルフサービスについてちょっとお聞きしたいと思ひます。

私は滞米期間が長かつたせいか、無人のガソリンスタンドは日常の風景の中に溶け込んでいました。過剰とも言えるごみ掃除のサービスよりも、自分で安いガソリンを入れることの方が合理的で気楽なことのように思われてきました。恐らく消費者としても、その方がよいと思うに違いありません。ところが、我が国ではそれが許されないの、アメリカがすべて一番で、それをまねすべきなどということは毛頭ありませんが、ただ、世界一のガソリン消費国が行っている販売方法が日本では不可能だというのがおかしいと思ひます。だめならだめで、合理的な、説得力を持った説明が必要だと思ひます。この辺についてお伺いしたいと思ひます。

○桑原説明員 ガソリンは、皆さん御案内のように大変に火がつきやすい。したがって、火災の発生に結びつきやすい物質でございますので、消防法におきましてはこれを危険物というふうに指定いたしました。危険物取扱者という資格を持った人がこれを取り扱うように定めております。したがって、一般のドライバーの方がガソリンを

取り扱うということは、現在では認められていないわけでございます。

○武山委員 何か、アメリカではできて日本ではできないのはおかしいと思ひますけれども。

その次に進みます。化粧品に関する規制ですが、この分野においては信じられないくらい規制が張りめぐらされているように思われます。薬品のたぐいならばまだ健康上の問題から規制の枠が考えられても当たり前ですが、化粧品において枠組みを規定することがよいのかどうか。

まず、化粧品の内外価格差があるのかどうか、あるのかどうか、そして薬事法のせいじやないか、その辺のことをちょっと聞きたいと思ひます。

○藤井説明員 化粧品の内外価格差の実情につきましては通商産業省の方で調べになった数字がございます。それによりますと、内外大都市における調査結果によりますと、我が国の価格は高いという結果になっております。

この化粧品の内外価格差が大きいということにつきまして、薬事法の規制の理由のためではないかという御質問でございますが、薬事法におきまして化粧品品の規制は、化粧品が多様な化学物質から構成されておまして、日常生活において多数の人々が繰り返し長い期間直接皮膚などに使用されるものであることから、その安全性を確保するために行うところの社会的な規制でございます。

化粧品の内外価格差を生じる原因として、外国の化粧品製造業者などが輸入総代理店のみにその化粧品の配合成分等の情報を提供し、それ以外の輸入業者に対してはその情報を提供しない。したがって、その情報が得られない結果として化粧品の成分等の薬事法に基づく届け出ができず、事実上の並行輸入ができない、そのために内外価格差が生ずるのではないかと指摘があることは事実でございます。

しかしながら、輸入業者が輸入化粧品の成分等を把握し、アレルギーなどの皮膚障害を起すおそれのある化粧品の使用を消費者がみずか

ら避けることができるよう必要な成分表示を行うことが、化粧品の安全性を確保するための必要最小限な規制であると考えております。

また、化粧品の配合成分を届け出るといふこの仕組みは、我が国だけのものではございません。

仕組は、我が国だけのものではございません。欧米にも同様の規制があるわけでございます。しかし、欧米では並行輸入が行われていないこともあるわけでございます。化粧品の内外価格差の問題というものは、薬事法による化粧品の規制が原因ではなくて、むしろ外国の化粧品製造業者や輸入総代理店の販売戦略などの問題ではなからうかというふうに考えております。

○武山委員 ありがとうございます。

時間がなくなつてしまひましたので、次に行きます。

最後になりますけれども、銀行の営業時間のことと質問したいと思ひます。これも、アメリカでは二十四時間営業でサービスを行つています。特に、機械化が進んで人の手をかりずに営業活動ができる状態にあるわけですから、時間を限定したサービスはおかしいと言わざるを得ません。ある意味では日本より治安状態が悪いと言われるアメリカでそれなのですから、もう少しこの辺のところも考えた方がよいのではないかと思ひます。そういった意味でこの質問をさせていただきます。

○窪野説明員 御説明いたします。

先生御案内のように、銀行の機械化の進展に伴ひまして、CD、ATM、大変に整備が進んでおりますが、これらの稼働時間につきましては行政上の規制はございませんで、金融機関の自主的な経営判断にゆだねられております。すなわち金融機関それぞれが、顧客の一方での利便性、他方でのいろいろなコストがかかります。先生御指摘の防犯上の観点、あるいはCD、ATMを稼働している間コンピュータを稼働させなければいけないので、他の業務のためのパッチ処理ができないとかそういった面、あるいは保守、メンテナンス、例えば現金を補てんしなければいけない、あるいは

は機械的なトラブルが起きた場合の対応、こういったものもろのコストがございまして、そういったものを総合的に勘案して自主的に決定しているところでございます。

一般的に申し上げますと、平日ですと八時四十五分から十九時、土日は九時から十七時というのが通例でございますが、金融機関によりましては終了時間を遅い時間にして例がございまして、あるいは、三百六十五日稼働したり祝日も稼働しているというような状況でございます。これはそれぞれの金融機関が創意工夫をしながら経営判断をしているという状況でございます。

○武山委員 実際に私、国会の中で大和銀行を使つていてわけですが、大体七時以降は使えないというのが現状です。

最後に、結論として、日本の物価は高い。消費財についてはアメリカの約二倍になってしまつています。先ほど申し上げましたが、実質的には国民は豊かだと感じられなくなつてきているのが実情なのです。こういった実態を分析する中で、その原因は一体何なのか問われてくると思ひます。

私が考えますには、第一に規制であり、第二に公的企業に代表される地域独占であり、第三に流通、物流分野での非合理性であると考えております。そういった考え方を基礎にして結論づけるとしたら、最低限度の規制がふえ、それが民間の活動、消費者利益を阻害していると言へるのではないのでしょうか。そうだとするならば、原則論として経済的規制は撤廃すべきだと思ひます。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○後藤委員長 武山さんの質疑は終わりました。

次に、寺前議員。

○寺前委員 大臣が大臣の任務におつきになったときの記者会見の内容を読んでいますと、これは二百七十九項目の規制緩和策を閣議決定した。今年度内に五カ年計画を決定し、完全実施でき

るよう全力をあげたい。経済的規制は原則自由でよいが、弱肉強食であってはならない。」云々というところを、就任に当たってお述べになっておられます。私も、この「経済的規制は原則自由でよいが、弱肉強食であってはならない。」という、この弱肉強食の分野が、これが規制緩和で一番気になる所なんです。

それで、改めて経済改革研究会、平成五年十一月八日の中間報告、「規制緩和について」というのを読ませてもらった。すると、ここにこう書いてあるのです。「規制緩和によって、企業には新しいビジネスチャンスが与えられ、雇用も拡大し、消費者には多様な商品・サービスの選択の幅を拡げる。内外価格差の縮小にも役立つ。同時に、それは内外を通じた自由競争を促進し、我が国経済社会の透明性を高め、国際的に調和のとれたものとするであろう。」これは、大臣が弱肉強食であってはならないと危惧している方向とは大分違うなというふうに私は感じた。

そこで、国会にも規制緩和及び対米貿易問題等に関する実情調査議員団報告書というのが平成六年四月に出しておりますので、改めて、アメリカに調査に行かれた人たちがアメリカの規制緩和を通じて何を見てきたらう、これを読ませてもらった。そうすると、ちゅうちょの方が主要な側面になっている。そうすると、この経済改革研究会が出した中間報告の立場でおつたら、えらいことに日本の国が引きずり込まれていくんじゃないだろう。私は、原則の問題をきちんと確立しておかないと、これは大変だというふうに感じ入った次第です。

そこで、大臣自身が五カ年計画を云々とおっしゃる以上は、五カ年計画を決定するという立場に立つならば、規制緩和によって失業問題を初め労働者や消費者に与える影響が全体としてどうなるのかという懸念の問題についての予測を、国民の前に明らかにする必要があるんじゃないだろうか。それを抜きにして規制緩和と云っておつても、それは部分的にいろいろあるでしょう。だけれど

も、原則的に果たしてこれが国民にとっていい方向に向くのかどうかという問題は、これは予測値をどう見るのか。この経済改革研究会が出しているバラ色に描いている話からいけば、私はえらいことになるなという感じを率直に持ちますので、大臣の所見を聞きたいと思えます。

○山口国務大臣 御指摘の研究会、いわゆる平岩研究会と言われているものだと思いますが、これは細川総理の私的諮問機関だと承知をいたしております。

私もそういったしましては、規制緩和につきましては、自民党、社会党、さきがけ三党による政権樹立に関する合意事項、これを基本といたしましてこの行政改革に取り組んでまいりたいと思つておるわけでございまして、御指摘の研究会の中身にすべて拘束をされるというものではないということをお断りいたします。

○寺前委員 何も拘束されんか、規制緩和というものは、考慮というんですか、危惧する内容があるよと、その当時から政府としてはそれに基づいてずつと動いてきている事実があるからですよ。そうすると、拘束されようと思えまいと、今までやってきたやり方を、バラ色に描いているやり方でよろしいのか、バラ色に描けないという態度をおとりになるのかどうか、これが第一点。

第二点、バラ色に描けないというならば、描けない内容を国民の前に公表すべきじゃないか、このまま進んだらこういう問題点を含んでくると。だから、大臣がおっしゃった弱肉強食にならないようにという危惧というのが、前内閣からとってこられた施策の中にあると大臣は見ておられるから言われたのだらうと私は思うから、その二点についてお答えをいただきたいと思えます。

○山口国務大臣 お答えいたします。まあ寺前さんのお考え方、認識と私の考え方は、認識は決して一致するものではない部分も随分あるのではないかと思います。いざいざいたしましても、私は、経済的規制については原則自由という立場で規制緩和を進めることは、これは必要

であると思っておりますが、しかし寺前委員が指摘されましたように、ややもすれば、例えば大店法の問題を考えてみても、結局、当該の都市を歴史的に支えてきた商店街の皆さん方、そういった方々が新しく参入する大型店によっていろいろな意味で困難な情勢にあるということは、全国各地でやはりあらわれているわけですね。

したがって、現在、大店法に対する規制緩和というものは、奥様方でお勧めになっている方々が非常に多い。そうしますと、お勤め帰りに、お買い物をするとおっしゃるような場合に、営業時間が極めて早く終わってしまうということでは国民の皆さん方に大変不便だということ、営業時間についてはこれは弾力的に対処しようというところで、午後七時を午後八時まで営業時間を延長するということについては現在対応いたしておりますけれども、それ以上のことについては、今直ちにこれを緩和しようということにはなっておりません。

そういった配慮が私は必要である。中小企業に対しては、やはり今日まで都市の伝統を支えてきた中小企業の方々に対する配慮が必要だし、働く皆さんに対しては雇用対策を考えなきゃならぬし、また弱肉強食ということがあつてはいけません。それから、独禁法の適正な運用というものも必要である。そういうことをイメージして、先ほど申し上げたようなことを記者会見の際に申し上げたのだということ、御理解をいただきたいと存じます。

○寺前委員 それで、議事録を読みますと、石田前総務長官のときにも、「規制緩和が必ずしも経済効果だけではない、消費者のメリットを生むだけではない、その反面いろいろな問題が惹起するであろう」ということは、これは十分想定できるわけでございます。ですから僕は、前のときからこれはやはりずつと継続して危惧する内容があるから大臣もおっしゃたんだらうと思ふので、だからそういう意味では、五カ年計画を決定する場合にはどんな点が危惧されるのか、与

える影響、全体の予測というのを私は発表されるべきだというふうに思うわけですね。

最近「アメリカの没落」という、こんな本を国会図書館で借りてきて、ちよつとばらばらと読ましてもらっているんです。アメリカの規制緩和による労働者への影響はどうであつたのか。この本によると、一九七八年の航空業の自由化で、五万人以上が職を失った。八〇年の運送業の自由化では、十五万人以上が失業した。八二年にはSアンドPが自由化され、約六百五十の業者が倒産し、消費者救済のために政府が五千億ドルの負担を行ったという。規制緩和の結果、競争が激化して、そして倒産し、解雇が繰り返され、新しく雇用機会がつくれたが、労働者の賃金は大きく切り下げられた、こういうことが書いてある。

あるいは、フライト・アテンダント協会のデータによると、八三年の平均年収は二万八千八百四十七ドル、これが六年後には二万七千七百六十ドルに下がっている。物価が二四％上昇した間に、給料は六％も減少した。つまり、アメリカの規制緩和は、最終的には労働者の労働条件切り下げをもたらすという結果が生まれているということが、ここにこう出てくるわけですね。

規制緩和によって、ブルーカラー、ホワイトカラーを問わず、労働者は低賃金の職に追いやりられていることが、ここには述べられています。例えば、三万ドルの年収の三人が解雇され、一万五千ドル、半分の賃金で六人を雇い入れる。しかし、アメリカ政府の統計では職の増大が記録されて、賃金の引き下げの方は統計に出てこないというところ、この内容から明らかになってくるのです。

それから、文芸春秋の九四年十一月号に「規制緩和という悪夢」という論文が載っています。それを見てみますと、航空業では多くの会社倒産消滅し、大勢の労働者は家のローン、子供の養育ローンの支払いも終わらないまま、人生設計の途中でほうり出された指摘がされています。こうやって、アメリカの規制緩和は、失業、賃金引き下げなど労働者に大きな影響を与え、苦渋をもた

らしているという実態が次々と出てくるわけなんです。

この間、国会の調査団が行きになって、そして議長あてに出されたところの報告書を見ますと、ブルッキングス研究所の所長らは、通信分野の規制緩和を進めているが、ある程度の規制緩和により八年間で二十万人近くの労働者が失業した、通信産業全体の一八ないし二〇%の雇用者が失職したことになるわけです、こう答えている。消費者の権利同盟フィールズ事務局長は、議員団に対して、安定的な雇用から、競争力を維持するためにレイオフされるという状態で、企業は競争力のためというのを口実に、雇用問題を犠牲にしてダウンサイジングを進めていると指摘して、規制緩和は企業のためであつたと思う、こう最終的に述べているわけです。

私は、現に進んできた結果がこういう姿になってきているということになると、危惧はますます歴然と、これからの私たちの上において中心的位置づけとして見直しをやってみないと、これは私は、単純にバラ色に描いている報告書のようないことがやられたら困つたと言わざるを得ないと思うのです。だから、私は最初に申し上げましたように、全体の予測がどういふことになるのかというのを国民の前に明らかにする、そしてそのためにはどういふ手だてが要るのかということとを明確に打ち出してやらないと、それを抜きにしてすすむ進めるわけにはいかぬなということをつくづく感じますので、改めて大臣のこれに対する決意を聞いて、終わりたいと思うのです。

○山口国務大臣 最近の文芸春秋あるいはエコノミスト等で、アメリカの航空業界の状況についてさまざまなレポートがありますのは、私もさうと拝見をいたしました。きょうテレビを見ておりましたら、シカゴ近くの空港におきまして事故が発生をした、その会社は大変安い航空運賃で運航している会社である、事故率が高いといううなことを報道しておりました。やはり航空行政を考えれば、安全性の確保ということが極めて重

大であることは、私がここで申し述べるまでもないと思います。

私も規制緩和を進めます場合、例えば各界の意見を聞いているわけですが、総務庁は各ブロックに行政監察局を持っており、そのブロックにおきまして、規制緩和推進懇話会というのを開催いたしました。そこは業界の方々の会場に出席をいたしました。そこは業界の方々の会場にはなくて、労働界の皆さん方あるいは消費者団体の代表の皆さん方、各方面の方々も御出席をお願いをいたしました、そしてそれぞれの立場からの率直な御意見を承っております。特に消費者の皆さんからは、食品の安全、健康を守る、そして命を守るという点での規制については、やはりきちんとしてもらいたいというような強い要望も承っております。

したがって、私もこの規制緩和を進めるに当たって、経済的規制と社会的規制がございますが、それに対する考え方はもう申し上げたとおりであります。その原則を踏まえ、できる限り国民各階層の皆さん方の御意見を承る中で、具体的にどのような緩和をやっていくかということとを私も検討しながらこれを進めていくという立場をとっておりますということを、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○寺前委員 時間が来ましたのでやめますけれども、大臣、率直に一言だけでも一回聞いておきたいのですが、さつきちよつと読みましたけれども、この研究会がバラ色に描いているでしょう。バラ色だけではあかんよということをお大臣として決意しておられるのかどうか、そのところだけをきちんと押さえて、したがって、やる以上はバラ色に描かぬようにきちんとしたものをつくり上げていきたい、この決意をちよつと聞きたいのです。

○山口国務大臣 先ほどお答えしましたように、行政改革を進めるに当たって、私も村山内閣は三党の合意事項、これを基本にして進めようと考えております。

御指摘の平岩研究会のレポート、私は拝見をい

たしております。

○寺前委員 終わりますけど、わし読んであげたんやから、だからそこところはバラ色に描くことは絶対しないのか、するのかわけを私は聞いておるのであつて、これは前の政権からのときの話なんだから、大臣である以上、前の政権のときのことをやはり知った上で仕事をせんならぬから、だからそれは私はちゃんとおっしゃた方がいいと思いますよ。知らぬだけではあかんと違うやろか。

終わります。

○後藤委員長 寺前君の質疑は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

### 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

#### 目次

- 第一章 大蔵省関係（第一条—第三条）
- 第二章 文部省関係（第四条）
- 第三章 厚生省関係（第五条—第十一条）
- 第四章 農林水産省関係（第十二条—第十七条）
- 第五章 通商産業省関係（第十八条—第二十六条）
- 第六章 運輸省関係（第二十七条—第三十九条）
- 第七章 労働省関係（第四十条）

#### 附則

- 第一章 大蔵省関係（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）
- 第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。
- 第八十七条を次のように改める。
- （届出）

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会（以下「酒類業組合等」という。）は、酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、政令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十七条の二の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条中「収支計算書」の下に「（次項において「事業報告書等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 酒類業組合等は、前項の規定により事業報告書等を大蔵大臣に提出する場合において、は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を併せて大蔵大臣に提出しなければならない。

一 組合員名簿又は組合員名簿の記載事項に異動がある場合 当該異動事項

二 役員の名、住所及び資格に異動がある場合 当該異動事項

（金融先物取引法の一部改正）

第二条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「大蔵大臣の承認を受け」を削る。

（無尽業法の一部改正）

第三条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

「営業上シテ無尽ノ管理ヲ為スハ之ヲ無尽業ト看做ス」

第三十四条中「無尽会社ニ非ズシテ無尽ノ管理ヲ業トスル会社（以下無尽管理会社ト称ス）」を「第三條第二項ニ規定スル無尽ノ管理（次条ニ於テ無尽ノ管理ト称ス）ヲ為ス無尽会社」に改める。

第三十五条中「無尽管理会社」を「無尽ノ管理ヲ為ス無尽会社」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第二章 文部省関係

(文化財保護法の一部改正)

第四条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条第一項中「売渡」を「売渡し」に改め、ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「売渡」を「売渡し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができ

る。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

第五十条第二号中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「若しくは同項ただし書(第五十六條の十四で準用する場合を含む。の)の規定による承認の申請」を削る。

第三章 厚生省関係

(寄生病菌予防法の廃止)

第五十條 寄生病菌予防法(昭和六年法律第五十九号)は、廃止する。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第六條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(狂犬病予防法の一部改正)

第七條 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「厚生省令の定めるところにより毎年一回」を「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

第四條第五項中「前四項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する都道府県知事に市町村長を経て届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て届け出なければならない。

第二十二條中「第四條第四項」を「第四條第六項」に改める。

第二十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「又は鑑札を犬に着けなかつた者」を「鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで及び七月」に、「四半期」を「半期」に改める。

第二十三條第一項中「四半期」を「半期」に改める。

第四十二條中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「あたり」を「当たり」に改め、同条第三号中「譲渡」を「譲渡し」に改める。

第四十三條中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「譲受」を「譲受け」に改める。

第四十四條中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受」を「譲受け」に改める。

第四十五條中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「容器的容量及び数並びに譲渡又は譲受の年月日」を「並びに容器的容量及び数」に改める。

第四十六條第一項中「四半期」を「半期」に改める。

(あへん法の一部改正)

第九條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで及び七月」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受」を「譲受け」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八條の見出し中「及び届出」を削り、同条中「公告するとともに、都道府県知事に届け出なければ」を「公告しなければ」に改める。

第七十九條の見出し中「及び届出」を削り、同条中「公告するとともに、都道府県知事に届け出なければ」を「公告しなければ」に改める。

第八十五條 次のように改める。

第八十五條 第六十九條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(公益質屋法の一部改正)

第十一條 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第四章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第十二條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出し中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、「都道府県知事の承認を受けて」を削り、「備えておく」を「備えて置く」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 理事は、前項ただし書の規定により土地原簿の一部を主たる事務所以外の場所に備えて置くこととしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第百十一條の二十三中「第十六項まで」を「第十五項まで」に改め、「第十八條第十六項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」とを削る。

(肥料取締法の一部改正)

第十三條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第五項及び第六項を削る。

第十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「旨を届け出た」を削る。

第三十三條の二第六項中「及び第五項」及び「同条第六項中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、「二週間」とあるのは「三十日」とを削る。

第三十九條第二号中「若しくは同条第五項若しくは第六項の規定による届出をせず」を

削る。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正)

第十四条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

第二十三條中「前條第一項」を「前條」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三條の五中「第二十七條第一項」を「第二十七條」に改める。

第二十七條第二項を削る。

(養鶏振興法の一部改正)

第十六条 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「ふ化場ごとに」の下に「その業務に関する帳簿を備え」を加え、「明りように記載整理し」を「記載し」に、「ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければ」を「これを保存しなければ」に改める。

(造林臨時措置法の廃止)

第十七條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第百五十号)は、廃止する。

第五章 通商産業省関係

(輸出中小企業製品統一商標法の廃止)

第十八條 輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十五年法律第八十五号)は、廃止する。

(輸出入取引法の一部改正)

第十九條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二十七條の十六中「第三十條から第三十二條まで」を「第三十條、第三十二條」に改め、「第三十一條」を削る。

(商工会議所法の一部改正)

第二十條 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第八條の二」に、「第三十四條」を「第三十一條」に、「第三十五條」を「第三十二條」に改める。

第五十七條の見出し中「届出及び」を削り、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第八十六條を次のように改める。

第八十六條 削除

第九十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「添附書類」を「添付書類」に改め、同條第三号中「届出若しくは」を削る。

(木材防腐特別措置法の廃止)

第二十一條 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第百十二号)は、廃止する。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第二十二條 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第三十條から第三十二條まで」を「第三十條、第三十二條」に、「第二項第三号」を「第三項第三号」に改め、「第三十一條、」を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十三條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「組合」を「火災共済協同組合、信用協同組合又は第九條の九第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

第八十二條の三中「、第三十條及び第三十一條」を「及び第三十條」に改める。

第百十五條第六号中「第八十二條の三において準用する場合を含む。」を削る。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

を「、第三十條及び第三十二條」に改め、後段を削る。

第四十七條第一項中「及び第三十條から第三十二條まで」を「、第三十條及び第三十二條」に、「払込」を「払込み」に改め、後段を削る。

(商工会法の一部改正)

第二十五條 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第四十九條の見出しを「(決算関係書類の提出)」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第五十五條の十八第二項中「第三十一條」の下に「、第三十二條、第三十四條」を加える。

第六十五條第五号を削り、同條第六号中「第四十九條第二項」及び「同項」を「第四十九條」に改め、同條を同條第五号とし、同條の次に次の一号を加える。

六 第五十二條第二項(第五十五條の十八第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二十六條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第九十三條中第七号を削り、第八号を第七号とし、同條の次に次の一号を加える。

八 第四十五條又は第七十二條第二項の規定に違反したとき。

第六章 運輸省関係

(貨物運送取扱事業法の一部改正)

第二十七條 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「集配事業計画を変更しよう」を「集配事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしよう」に改め、ただし書を削り、

同條第三項を次のように改める。

3 利用運送事業者は、運輸省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

第三十一條第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。)において、利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その認可を受けたものとみなす。

第十八條第四項を削る。

第十八條第一項中「以下同じ」を「次項において同じ」に改める。

第二十二條中「第九條から第十二條まで」を「第十二條」に改める。

第二十四條第一項第四号中「、業務の範囲その他運輸省令で定める事項」を「及び業務の範囲」に改める。

第二十九條第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

(承継)

第三十條の二 運送取扱事業者がその事業の全部を譲渡し、又は運送取扱事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該運送取扱事業を承継すべき相続人を定めたとときは、その者。以下この項において同じ。)

若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を經營しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)

若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を經營しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)

若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を經營しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)

若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を經營しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)

若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を經營しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)

合併により設立された法人は、当該運送取次事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十六條第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により運送取次事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 第二十七條第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三十一條の見出しを「事業の廃止」に改め、同条第一項中「廃止し、又はその事業の全部を譲渡したとき」を「廃止したとき」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三十三條中「第三十一條第一項から第三項まで」を「第三十一條」に改める。

第三十四條第二項中「第十條、」を削り、「第二十八條から第三十條まで」を「第三十條」に改め、「第十條中「運賃又は料金」とあるのは「料金」とを削る。

第三十六條第二項中「事業計画を変更しよう」を「事業計画の変更（第四項に規定するものを除く。）をしよう」に改め、ただし書を削り、同条第四項を次のように改める。

4 外国人国際利用運送事業者は、運輸省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

第六十四條第一号及び第二号中「（第二十二條において準用する場合を含む。）」及び「（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三号中「（第二十二條及び第二十八條第二項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。））」を「第二十八條第二項」に改める。

第六十六條第一号中「（第十一條第四項（第二十二條及び第二十九條第二項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」を削り、「第三十一條第一項から第三項まで」を「第三十條の二第二項、第三十一條」に改める。

（旅行業法の一部改正）  
第二十八條 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九號）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を次のように改める。

2 旅行業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（軌道法の一部改正）  
第二十九條 軌道法（大正十年法律第七十六號）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「料金」の下に「（命令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ主務大臣ニ届出ツベシ  
（鉄道事業法の一部改正）

第三十條 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。

目次中「専用鉄道等」を「専用鉄道」に改める。

第二條第七項を削る。

第十六條第一項中「料金（運輸省令で定める料金を除く。）」を「運輸省令で定める料金」に改め、同条第三項中「第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を」を「特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、あらかじめその旨を、入場料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、遅滞なくその旨を、」に、「これを」を「これを」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 鉄道運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、同項の認可を受けた運賃又は料金について、次に掲げる割引又は割増しを行うことができる。この場合には、当該鉄道運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 回数乗車券並びに運賃及び料金の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に應ずる対価を得て発行する証票その他の物であつて未使用残高が当該方法により記録されるもの並びにこれらに類する証票その他の物に係る割引であつて運輸省令で定めるもの

二 危険品その他の特殊な取扱いを要する貨物の運送に係る割増し、荷主から貨車の提供を受けて行つた貨物の運送に係る割引その他の運送に要する費用の相違を勘案して行う割増し又は割引であつて運輸省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、当該鉄道事業に係る総収入を減少させない見込まれる範囲内で、運輸省令で定めるところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて行う割引

第三十四條第一号中「次条」を「第三十五條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（索道施設の検査）  
第三十四條の二 索道事業の許可を受けた者（以下「索道事業者」という。）は、索道施設について、運輸の開始前に、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の検査を申請しなければならない。ただし、工事を必要としな

い索道施設であつて現に索道事業の用に供されているものについては、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、次条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとき（工事を必要としない場合にあつて

は、同条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとき）は、これを合格としなければならない。

第三十五條中「索道事業の許可を受けた者（以下「索道事業者」という。）」を「索道事業者」に改める。

第三十六條の見出しを「（運賃）」に改め、同条中「及び料金」を「（運輸省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」に改める。

第三十七條第二項を削り、同条第三項中「一年未満」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八條中「第九條から第十二條まで」を「第九條、第十二條」に、「第十條第二項（第十二條第四項において準用する場合を含む。）及び第十一條第二項」を「第十二條第四項において準用する第十條第二項」に改め、「基準」との下に「第十二條第一項中「第十條第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四條の二第二項」と、第十二條第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したとき」と、第二十三條第一項第一号中「運賃又は料金」とあるのは「運賃（第三十六條の運輸省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」を加える。

「第四章 専用鉄道等」を「第四章 専用鉄道」に改める。

第三十九條の見出しを「（専用鉄道に関する技術上の基準等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による届出をした者」を「専用鉄道を設置する者（以下「専用鉄道設置者」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十九條及び」を削り、「第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十一條第一項中「第十條第一項（第三十八條において準用する場合を含む。）」、第十一條

第一項（第三十八條において準用する場合を含む。）を「第十條第一項、第十一條第一項に、第三十七條第二項を第三十四條の第一項に改める。」

第五十五條第二項中「第三十九條第一項又は第四十條第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改める。

第五十六條第二項中「第三十九條第一項又は第四十條第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、「若しくは専用索道」を削る。

第六十九條第四号中「第三十七條第二項」を「第三十四條の第一項」に改め、「第十條第一項、第十一條第一項若しくは」を削る。

第七十一條第三号中「第三十九條第三項及び第四十條第二項」を「及び第三十九條第二項」に改める。

第七十二條第一号中「第三十七條第一項若しくは第三項、第三十九條第一項又は第四十條第一項」を「又は第三十七條第一項若しくは第二項」に改める。

第七十五條を次のように改める。

第七十五條 第十九條（第三十八條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

（鉄道営業法の一部改正）  
第三十一條 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「定メ監督官庁二届出ツベシ」を「定ムベシ」に改める。

（道路運送法の一部改正）  
第三十二條 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「かつ、運輸省令で定める場合に於ては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができることについて運輸大臣の承認を受け、」を削る。

同条第一項中「料金」の下に「（一般乗合旅客自動車運送事業の料金のうち運輸省令で定めるものを除く。）」を加え、同条第三項中「第一項」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る総収入を減少させないところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は料金の割引を行うことができる。この場合には、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十一條第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が一般旅客自動車運送事業の種類に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを變更して公示した場合を含む。）において、当該種類の一般旅客自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第十二條第四項を削る。

第十二條第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第十七條第一項中「三月を超えない期間を限り」を「当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間」に改め、同条第二項を削る。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第四十三條第五項中「第三十四條」を削り、「第十七條第一項」を「第十七條」に改め、「同条第二項中「事業計画の変更又は事業の休止」とあるのは「事業計画の変更」とを削り、同条第十一項を削る。

第四十四條第五項中「無償旅客自動車運送事業者たる法人」を「無償旅客自動車運送事業者」に改め、同条第一号中「法人」を「無償旅客自動車運送事業者たる法人」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 無償旅客自動車運送事業者が死亡した場合においては、その相続人

第四十四條第五項第三号及び第六項を削る。

第五十條第二項中「除く外」を「除くほか」に改め、「着手及び」を削る。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第七十一條中「左の」を「次の」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七十五條を次のように改める。

（専用自動車道）  
第七十五條 専用自動車道を設置した自動車運送事業者は、その全部又は一部の供用を開始しようとするときは、運輸大臣の検査を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該専用自動車道の構造及び設備が、次項において準用する第五十條第一項の工事方法（次項において準用する第五十四條又は第五十五條の規定による変更があつたときは、変更があつたものに合致し、かつ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び次項において準用する第五十一條の基準に適合すると認めたとき（工事を必要としない場合に於ては、事業

計画及び同項において準用する同条の基準に適合すると認めたとき）は、これを合格としなければならない。

3 専用自動車道には、第五十條第一項及び第二項、第五十一條、第五十三條から第五十五條まで、第六十條第一項、第六十三條、第六十七條から第七十條まで、第七十三條並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第五十條第一項を除く。）中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第五十條第一項中「運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、工事施行の認可を」とあるのは「工事施行の認可を」と、同条第二項中「工事の完成の期間を指定して、前項の認可を」とあるのは「前項の認可を」と読み替へるものとする。

第七十七條第一項中「第五十二條」を削り、「第五十一條」を「同条第三項第五十一條」に改める。

第九十九條第三号中「第三十四條第一項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）」を削る。

第一百條本文中「第五十七條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）第五十八條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第六十條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）」を「第五十七條第一項、第五十八條第一項、第六十條第一項（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第七十五條第一項」に改め、同条ただし書中「第七十五條において準用する場合を含む。」を削り、「自動車道」を「一般自動車道」に改める。

第八十條第二号中「第十一條第四項」を「第九條第三項若しくは第四項」に改め、「第七十七條第二項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第十項若しくは第十一項」を「若しくは第十項」に、「第六項まで」を「若しくは第五項」に、「第七十



二十二条の二又は第三十三條の第三項を「又は第二十二條の二」に改め、同条第三号及び第四号中「第三十三條の第三項において準用する場合を含む。」を削る。

(船舶法の一部改正)

第三十八條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第二十七條中「第八條」を「第九條」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第三十九條 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項から第四項までを削る。

第七章 労働省関係

(労働安全衛生法の一部改正)

第四十條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「製造時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合
- 二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

第三十八條第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査

(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。)を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

第四十六條第一項、第五十三條の二、第五十四條及び第六十二條の二第一号中「第三十八條第一項ただし書」を「第三十八條第一項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七條及び附則第六條の規定 平成七年四月一日
- 二 第八條及び第九條並びに附則第七條第二項及び第八條の規定 平成七年七月一日
- 三 第四十條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第二十七條から第三十條まで及び第三十二條から第三十五條までの規定並びに附則第十二條から第十五條まで、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七條の二第二項の規定は、第一条の規定の施行の日以後において生ずる同項各号に規定する異動事項について適用し、同日以前において生じた同条の規

定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七條第二号及び第三号に規定する異動事項については、なお従前の例による。

(無尽業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の無尽業法第三条第一項の免許を受けている者は、第三条の規定の施行の際に同条の規定による改正後の無尽業法第三条第一項の免許を受けたものとみなす。

(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の文化財保護法第四十六條第一項(同法第五十六條の十四において準用する場合を含む。)の規定による売渡しの申出又は第四條の規定による改正前の文化財保護法第四十六條第一項ただし書(同法第五十六條の十四において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請については、第四條の規定による改正後の文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七條の十三第二項の規定による承認を得ている者又はその申請を行つていける者は、当該承認又は申請に係る標識の様式につき、第六條の規定による改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七條の十三第三項の規定による公告及び届出又は同項の規定による届出を行つたものとみなす。

(狂犬病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第七條の規定の施行の際現に犬を所有している者について同条の規定による改正後の狂犬病予防法第四條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とあるのは、「平成七年

四月一日(同日において生後九十日以内の犬を所有している場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とする。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第二十一條第一項及び第二十三條第一項の規定による平成七年七月から十二月までの期間に係る許可の申請は、第八條の規定の施行前においても行うことができる。

2 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬及び向精神薬取締法第四十二條から第四十五條まで及び第四十六條第一項に規定する者の厚生大臣又は都道府県知事に対する届出については、第八條の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(あへん法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬製造業者の厚生大臣に対する届出については、第九條の規定による改正後のあへん法第四十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公益質屋法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十一條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の公益質屋法第一條第二項の規定による認可を受けている社会福祉法人又はその申請を行つていける社会福祉法人は、当該認可又は申請に係る公益質屋につき、社会福祉事業法第五十七條第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十二條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の土地改良法第二十九條第一項ただし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二條の規定による改正後の土地改良法第二十九條第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 登録又は仮登録を受けた法人の解散及

び登録又は仮登録を受けた者の当該肥料の生産又は輸入の事業の廃止並びに登録外国生産業者（肥料取締法第三十三条の二第三項の登録外国生産業者をいう。以下この条において同じ。）である法人の解散及び登録外国生産業者の当該肥料の生産の事業の廃止であつて、第十三条の規定の施行前にしたものであるについては、同条の規定による改正後の肥料取締法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（貨物運送取扱事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第二十七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の貨物運送取扱事業法（第三項において「旧取扱事業法」という。）第八條第一項の規定による集配事業計画の変更の認可の申請であつて、第二十七条の規定による改正後の貨物運送取扱事業法（第三項において「新取扱事業法」という。）第八條第三項の運輸省令で定める集配事業計画の変更に係るものは、同項の規定によりした当該集配事業計画の変更の届出とみなす。

2 第二十七条の規定の施行前に運送取次事業者がその事業の全部を譲渡し、若しくは死亡した場合又は運送取次事業者たる法人が合併により消滅し、若しくは合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る運送取次事業の登録の抹消並びに相続人の運送取次事業の経営については、なお従前の例による。

3 第二十七条の規定の施行の際現にされている旧取扱事業法第三十六条第二項の規定による事業計画の変更の認可の申請であつて、新取扱事業法第三十六条第四項の運輸省令で定める事業計画の変更に係るものは、同項の規定によりした当該事業計画の変更の届出とみなす。

（旅行業法の一部改正に伴う経過措置）  
第十三条 第二十八条の規定の施行前に旅行業者たる法人が合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る旅行業の登録の抹消については、なお従前の例による。

（軌道法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第二十九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の軌道法（以下この条において「旧軌道法」という。）第十一条第一項の規定により認可を受けている運輸に関する料金であつて、第二十九条の規定による改正後の軌道法（以下この条において「新軌道法」という。）第十一条第一項の命令で定める料金に該当するものは、同条第二項の規定により届け出た料金とみなす。

2 第二十九条の規定の施行の際現にされている旧軌道法第十一条第一項の規定による運輸に関する料金の認可の申請であつて、新軌道法第十一条第一項の命令で定める料金に係るものは、同条第二項の規定によりした届出とみなす。

（鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第三十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法（以下この条において「旧鉄道事業法」という。）第十六条第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十条の規定による改正後の鉄道事業法（以下この条において「新鉄道事業法」という。）第十六条第三項に規定する料金又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しに相当する割引若しくは割増しが行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十条の規定の施行の際現にされている旧鉄道事業法第十六条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るもの又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しに相当する割引若しくは割増しに係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

3 第三十条の規定の施行前に旧鉄道事業法第十六条第三項の規定によりした届出であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

4 第三十条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第三十七条第二項の規定による検査の申請がされている索道施設については、新鉄道事業法第三十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第三十条の規定の施行前に受けた旧鉄道事業法第三十八条において準用する旧鉄道事業法第十條第一項又は第十一條第一項の規定による検査は、新鉄道事業法第三十四条の二第一項の規定による検査とみなす。

6 第三十条の規定の施行の際現にされている旧鉄道事業法第三十八条において準用する旧鉄道事業法第十條第一項又は第十一條第一項の規定による検査の申請は、新鉄道事業法第三十四条の二第一項の規定による検査の申請とみなす。

（道路運送法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第三十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の道路運送法（以下この条において「旧道路運送法」という。）第九条第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十二条の規定による改正後の道路運送法（以下この条において「新道路運送法」という。）第九条第一項の運輸省令で定める料金又は同条第四項に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十二条の規定の施行の際現にされている旧道路運送法第九条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新道路運送法第九条第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第四項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

3 第三十二条の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五条において準用する旧道路運送法第五十七條第一項又は第五十八條第一項の規定による検査は、新道路運送法第七十五条第一項

の規定による検査とみなす。

4 第三十二条の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五条において準用する旧道路運送法第五十九條第一項の規定による検査は、当該検査を受けた部分についての新道路運送法第七十五條第一項の規定による検査とみなす。

5 第三十二条の規定の施行の際現にされている旧道路運送法第七十五条において準用する旧道路運送法第五十七條第一項、第五十八條第一項又は第五十九條第一項の規定による検査の申請は、新道路運送法第七十五條第一項の規定による検査の申請とみなす。

（貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第三十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第十九條第一項第二号の規定による認定を受けている者であつて運行管理者資格者証の交付を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしていない者に対する運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。

（海事代理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第三十四条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の海事代理士法第十條第一項の規定による許可の申請であつて、海事代理士の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にされたものは、第三十四条の規定による改正後の海事代理士法第十條第一項の規定による許可の申請とみなす。

（海上運送法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第三十五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法（以下この条において「旧海上運送法」という。）第八條第一項（旧海上運送法第二十三条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十五条の規定による改正後の海上運送法（以下この条において「新海上運送法」という。）第八條第一項（新海上運送法第二十三条

の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。の省令で定める料金若しくは新海上運送法第八條第二項（新海上運送法第二十三條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金又は新海上運送法第八條第三項（新海上運送法第二十三條の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新海上運送法第八條第二項又は同條第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十五條の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第八條第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新海上運送法第八條第一項の省令で定める料金若しくは同條第二項に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金に係るもの又は同條第三項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同條第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二條、第四條、第七條第二項、第八條、第十一條、第十二條第二項、第十三條及び第十五條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一條、第四條、第八條、第九條、第十三條、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(非訟事件手続法の一部改正)

第二十二條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。

第百三十六條中「若くハ無尽管理業」を削る。  
第百三十七條及び第百三十八條ノ二中「若くハ無尽管理業」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十三條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五號）の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表輸出入取引審議会の項中「輸出品デザイン法及び輸出中小企業製品統一商標法（昭和四十五年法律第八十五號）」を「及び輸出品デザイン法」に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)

第二十四條 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五號）の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「若しくは同法第三十一條第一項から第三項まで」を「同法第三十條の二第二項若しくは第三十一條」に改め、同條第五項中「これらの規定を」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五條 運輸省設置法（昭和二十四年法律百五十七號）の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第百六十四號の二及び第百六十四號の三中「（附帯業務を含む。以下同じ。）」を削り、同項第百六十四號の五中「利用運送事業」及び「運送取次事業」の下に「（附帯業務を含む。次条及び第四十條第一項第七十六號において同じ。）」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第二十六條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項中第八號を削り、第七號を第八號とし、第六號の三を第七號とする。

別表第二第二号(+)を次のように改める。

(+) 削除

別表第三第一号(十九)を次のように改める。

(十九) 削除

別表第三第一号中(四十六)を削り、(四十五の二)

を(四十六)とし、(八十四)を削り、(八十三の五)を(八十四)とする。  
別表第四第一号中(五)を削り、(五の二)を(五)とする。





平成六年十一月十日印刷

平成六年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局